

自転車の交通違反も 「青切符」の対象になります

弁護士
角 大祐



令和6年5月の国会で、自転車の運転について交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)の対象とする道路交通法の改正が可決、成立しました。

青切符とは、比較的軽微な道路交通法違反について反則金を納めさせることにより、刑事罰を科さないことにする制度です。これは、違反者に対する手続きの簡略化による捜査機関(警察、検察)、裁判所、運転者の負担軽減を目的としています。ただし、反則金を無視して納めないと、起訴され刑事罰を科されるおそれがあるため、違反に間違いがなければ、速やかに反則金を納めるようにしてください。

これまで青切符は、自動車や原動機付自転車を対象としていましたが、自転車事故の増加を踏まえ、実効性のある取り締まりを目的に、自転車にも青切符が導入されることになりました。

自転車運転の青切符は、信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話を使用しながらの運転など113の違

反行為が対象となり、16歳以上の運転者に適用されます。なお、酒酔い運転や酒気帯び運転など危険性の高い行為については、これまでどおり「赤切符」が交付され、刑事罰の対象となります。

警察庁の発表では、実際の取り締まりは、警察官の指導警告に従わず違反行為を続けたときや違反行為により車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたとき、交通事故に直結するような悪質、危険な違反行為を対象とするようです。

自転車の運転ルールについては、理解が不十分であったり、意識していなかったりする方も少なくないと思います。施行は2年以内ですので、まだ少し先になるとはいえ、今のうちから交通ルールに沿った運転を心がけ、交通事故の少ない社会を目指しましょう。

交通行政処分でも 弁護士は力強い味方です

弁護士
古川 将大



弁護士は、交通事故による被害者、加害者及び保険会社間の損害賠償請求事件や求償金請求事件において、代理人として関与することが多々あります。さらに、交通行政処分の分野でも、弁護活動のニーズがあります。そこで、今回はよく起こりがちな免許取消処分への対応の仕方やその流れを説明します。

まず、運転免許取消処分の対象となる事故を起こした場合、運転手らに対しては意見聴取・聴聞の手続(以下「聴取手続」という。)が行われます。この段階では、取消処分はまだ決定されていません。聴取手続に先行して、運転手らに対して、聴取手続が行われる日時、場所、予定される処分内容、その根拠法令等が記載された通知書が送られます。聴取手続において、運転手は、自己と一緒に出席して、意見や事情説明等を行う「補佐人」を申請することができます。弁護士は、この「補佐人」として、弁護活動を行っていくこととなります。具体的には、補佐人意見書や運転

手や関係人の陳述書の作成、その他証拠の収集等を行い、これらの資料に基づき、免許取消処分が不相当であることを主張していきます。そして、聴取手続が終わり次第、公安委員会から処分内容が伝えられます。

聴取手続を経てもなお、免許取消処分が決定された場合は、事後的救済措置を検討していくことになります。具体的には、公安委員会に対する行政不服審査法に基づく再審査請求、行政訴訟法に基づく取消訴訟の提起、これらに付随する運転免許処分の執行停止の申立て等の手段が考えられます。

このように、交通行政処分にも弁護士が関与できる場面は多々あります。運転免許の取消しを争いたいときは、ぜひ一度弁護士にご相談ください。